都の心身障害者医療費助成制度 マル障受給者証を更新します

マル障（都の心身障害者医療費助成制度）は、左表の所得制限基準額を基に、所得の判定を行い、現在受給している方に9月1日（土）からのマル障受給者証を、8月下旬に郵送します（所得超過の方などを除く）。

現在、マル障受給者証をお持ちでない方で、受給資格に該当した方は、障害福祉課（市役所1階）へ申請が必要です。申請には健康保険証、認め印（スタンプ式を除く）、身体障害者手帳または愛の手帳、1月2日以降に市内に転入した方は、30年度住民税課税（非課税）証明書が必要です。申請がない場合は受給できません。

マル障は都の助成により、医療機関での自己負担（保険診療分）の一部または全部が免除される制度です。自己負担割合は、所得判定対象者（左上表の※参照）の住民税の課税状況により異なります（課税が1割、非課税が自己負担なし）。

マル障の対象は、各種医療保険に加入している次の方です。①身体障害者手帳1・2級、内部障害の3級の方②愛の手帳1・2度の方（所得制限あり）。なお、65歳以上で初めて前記①・②に該当することになった方、生活保護受給世帯に属する方、後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税の方、マル乳（乳幼児医療費助成制度）の医療証をお持ちの方は受給できません。ただし、マル子医療証をお持ちで世帯主の住民税が非課税の方は、マル障の申請をしてください。

詳しくは同課管理係☎470・7747、マル子については児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

マル障　所得制限基準額

扶養親族等の人数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※所得判定対象者は受給者本人。ただし、マル障で20歳未満の方は、国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者（本人が国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者であれば20歳未満でも本人）。

納税にご協力を

8月31日（金）は、市民税・都民税第2期、国民健康保険税第2期、後期高齢者医療保険料第2期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。

詳しくは納税課☎470・7729へ。

都営住宅（シルバーピア）への入居者を募集します

8月16日（木）から都営住宅のシルバーピア（高齢者集合住宅）の入居者を募集します。

【募集住戸・所在地・募集戸数】①単身者向け　前沢二丁目（前沢2ノ6）＝1戸（1DK）▼大門町二丁目（大門町2ノ12）＝1戸（1DK）▼幸町一丁目（幸町1ノ11）＝2戸（1DK）②2人世帯向け　中央町二丁目（中央町1ノ5）＝1戸（2DK）▼柳窪三丁目（柳窪3ノ3）＝1戸（2DK）

【申し込み資格】「申込者が市内に継続して3年以上居住していること」「65歳以上であること」など。詳細は募集案内をご確認ください

【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜日を除く8月16日（木）～23日（木）に、都市計画課（市役所5階）、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センターで

申し込みは8月27日（月）までに（必着）、募集案内に折り込みの申込書・申込封筒（宛先不要）に必要事項を記入の上、郵送してください。窓口での受け付けはできません。

詳しくは同課計画調整担当☎470・7762へ。

30年度事務事業評価表を公表します

市では、市民の視点に立った成果重視の行政運営を実現するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、14年度から行政評価制度に取り組んでいます。

このたび、29年度に市が実施した全事務事業を評価した30年度事務事業評価表を取りまとめましたので、公表します。

【閲覧期間・場所】8月15日（水）から市政情報コーナー（市役所1階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでご覧になれます

詳しくは行政管理課☎470・8031へ。

民有地のハチ対策

市では、個人の住宅や管理者がいる集合住宅など、民有地にできたハチの巣の駆除は行っていません。ハチは、特に手入れ不足の庭木などに多く巣づくりをしますので、十分に手入れをしてください。

▼ハチの巣を取り除くとき＝アシナガバチは攻撃性が少ないので、薬局などでハチ専用の駆除スプレーを購入し、駆除が可能です。スズメバチは凶暴で攻撃性が強いため、専門の駆除業者への依頼をお勧めします

▼駆除業者の紹介＝市と協定を結んだ市内の駆除業者を紹介します

【ご注意】駆除費用は自己負担です。依頼する場合は、複数の業者から見積もりを取り、検討してください

詳しくは環境政策課☎470・7753へ。

Jアラート（全国瞬時警報システム）の全国一斉動作テストを実施します

【日時】8月29日（水）午前11時

【内容】チャイムとともに防災行政無線から「これはJアラートのテストです」とアナウンスされます

【ご注意】全国一斉に行われるテストのため、市外でも放送されます

【その他】11月21日（水）、31年2月20日（水）にも同様のテストを予定しています

詳しくは防災防犯課☎470・7769へ。

国民健康保険

滞納世帯主等特別措置のお知らせ

国民健康保険では、国民健康保険税を滞納すると、次の特別措置が適用される場合があります。

事情があって納付が困難なときは、必ず保険年金課（市役所1階）または納税課（同2階）へご相談ください。

【特別措置の内容】①現在使用している被保険者証を返還していただき、短期被保険者証を交付します（短期被保険者証とは、有効期限が短い被保険者証のことです）②前記①をもっても改善されないときは、資格証明書の交付や保険給付の一部または全部差し止め、さらには保険給付の額が滞納保険税に充てられる場合があります

詳しくは保険年金課国保年金資格係☎470・7732へ。

国民年金だより

保険料の免除・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額・一部・法定免除）、納付猶予、学生納付特例などの承認期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することになりますが、次の点にご注意ください。

▼一部免除を受けた期間は納付すべき保険料が納付されていなければ追納できません▼「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納の申し込みや相談など、詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

9月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談（各日8人）	弁護士	8月30日（木）	5日（水）12日（水）	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課☎470・7738
		9月13日（木）	19日（水）26日（水）			
不動産・相続・会社の登記等相談（5人）	司法書士	8月28日（火）	5日（水）	午後1時から		
表示登記・土地の境界等相談（4人）	土地家屋調査士			午前10時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談（5人）	行政書士	9月6日（木）	12日（水）	午後1時から		
税務相談（5人）	税理士	9月11日（火）	19日（水）			
人権・身の上相談（4人）	人権擁護委員	9月13日（木）		午後1時半から		
不動産取引相談（5人）	宅地建物取引士	8月30日（木）	6日（木）	午後1時から		
交通事故相談（5人）	弁護士	9月20日（木）	26日（水）			
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談（4人）	社会保険労務士			午前10時から		
女性の悩みごと相談（各日3人）	女性カウンセラー	8月22日（水）	3日（月）	午前10時～午後1時	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061
			10日（月）	午後1時半～4時半		
		9月5日（水）	21日（金）27日（木）			
女性弁護士による法律相談（3人）	女性弁護士	8月24日（金）	7日（金）	午前9時半～午後0時半		
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会☎471・7577

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	9月は実施しません		市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所☎476・1515
教育相談※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時	中央教育相談室（成美教育文化会館内教育センター）	教育相談員	中央教育相談室☎473・3667
	月曜～金曜日		滝山教育相談室（西中学校隣）		滝山教育相談室☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課（市役所2階）	母子・父子自立支援員	児童青少年課☎470・7736
身体障害者相談	14日（金）	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課☎470・7747、ファクス475・8181
知的障害者相談	12日（水）			知的障害者相談員	
心身障害者（児）相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	13日（木）	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談※電話相談も可。	平日		生活文化課（市役所2階）	消費生活相談員	市消費者センター☎473・4505※直接会場へ。
行政相談	12日（水）	午前10時～正午		行政相談委員	生活文化課☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へ問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課（市役所1階）	相談支援員	福祉総務課☎470・7741